

5. 片マヒ自立研究会会則

片マヒ自立研究会 会則

(団体名と代表者)

第1条 この会は、「片マヒ自立研究会」と称し、会長を置く。

(会員)

第2条 この会の会員は、会の目的に賛同する者とする。

(目的)

第3条 この会は、脳血管障害者の自主グループとして、出発した。

この会の歴史は、体と心の苦難と戦った多くの人たちの実体験と研鑽の歴史でもある。その意味で、障害者と情報交換し支えあいながら、「高齢化社会とそれに伴う苦痛を抱えている人々」や「介護者の戸惑い」「医療関係者」「出版関係者」などとも支えあえることの出来る会にすることを旨とする。

- ① 片マヒ後遺症を持ち機能訓練をしながらも、人間としての尊厳を取り戻し、相互啓発を行い、QOL（生活の質）を高め、障害者がともに支え合うことを目的とする。
- ② 多くの会員は、高齢化に伴う「孤独」や「喪失感」を、障害を受けてきたことにより体験を積んできた。健常者、障害者の区分なく、それらの悩みを持つ「高齢者を含めた多くの人々」への参考に資することが出来、互いに支えあえる会であることを目指す。
- ③ 介護されてきた者、介護してきてくれた者が相集い、支え合ってきた。その意味で、介護に悩まれる人々にも多くの参考になれる会を目指す。リハビリの方法論よりも、多くの体験を紹介することで障害者と介護者への参考になる情報を発信する。
- ④ 「障害受容」、「障害からの自立の先」にある「高齢化と人生の生き方」「障害と人生の生き方」など、人間として避けられない道の研鑽に力を注ぎ、人間としての生き方を会員が考えることに資する会にすることで、健常者、障害者の区別なく参加できる会を目指す。
- ⑤ 片マヒ自立研究会の学んできた内容の情報を、必要とされる多くの人々に資するために発信できる体制について検討する。

(活動)

- 第4条
- ① 毎月1回、かながわ県民センター等で例会を持ち、必要に応じて分科会を設けて本会運営の活性化を図る。
 - ② 会報を発行する。

(組織)

第5条 本会の組織は、以下の通りとする。
会長1名、事務局長1名、書記1名、会計1名を置く。

(運営費用)

- 第6条
- ① この会の運営費用は、会費及び有志の寄付によってまかなう。
 - ② 会費は、一人 500円/回 とする。
 - ③ 特別に必要とする場合は、臨時の会費徴収をもってこれに当てる。

活動中に事故があった場合は、各個人の責任によりこれを処理する。

以上

2003年（平成15年）3月21日制定
2006年（平成18年）9月10日改定